

○海部地区急病診療所組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(昭和61年6月16日)
(条例第6号)

改正 平成21年8月24日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1月から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、給料の合計額の10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1月から6月までの範囲内において、任命権者が定める。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月24日条例第5号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。